

京都精華大学

留学生（2022 年度入学予定）の皆さんへ

留学生の学生生活の準備

— 在留資格を有している方 —

留学生の皆さんが日本で生活するために準備することは様々です。

この資料に留学生のみなさんが学生生活をはじめると必要に応じて必要な情報をまとめているので、かならず確認してください。

※ 「留学」以外の在留資格を有している方は、5～6ページ『「留学」以外の在留資格を有している方へ』も確認してください。

目 次

1. 活動機関の届出の手続き	P.2
2. 転出届・転入届の手続き	P.3
3. 国民健康保険への加入手続き	P.3
4. 賃貸住宅契約について	P.3
5. 日本でアルバイトするための手続き	P.4
6. 銀行口座開設の手続き	P.4
7. 携帯電話の契約手続き	P.5
8. 在留カード（両面コピー）の提出について	P.5
9. 「留学」以外の在留資格を有している方へ	P.5

1. 活動機関の届出の手続き

他の学校（大学や日本語学校など）から京都精華大学に進学する場合は、**かならず 14日以内**に出入国在留管理局へ活動機関変更の届出を行ってください。

届出をしないと在留資格の更新や変更手続きの際に不利益が生じることがあります。

届出には3つの方法があります。以下の出入国在留管理庁ホームページを確認して各自で手続きをしてください。

< 出入国在留管理庁：所属（活動）機関に関する届出 >

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

≪届出の際に必要な京都精華大学の法人番号： 8130005004224 ≫

届出に必要な用紙（インターネットによる場合は不要）は、出入国在留管理局で入手できるほか、下記のウェブサイトからダウンロードできます。

< 出入国在留管理庁：「活動機関からの離脱と移籍の届出」 >

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002913.pdf>

－ 現在通学している学校を途中で離籍（退学・卒業）する場合の注意！！ －

2022年1月1日より前に現在通学している学校を離籍（退学・卒業）すると、京都精華大学への入学までの期間において「留学」の活動を3か月以上していなかったことになるため、在留資格（留学ビザ）は取消しになります。在留資格が取消しになると日本滞在は継続できず、留学ビザの期間更新はできないのでご注意ください。

また、この場合は新しく留学ビザを取得するために母国の日本大使館・領事館へ査証（ビザ）申請する必要がありますが、京都精華大学では“通学している学校を途中で離籍（退学・卒業）した方”の「在留資格認定証明書」交付の代理申請は行いません。ご自身で行政書士へ代理申請を依頼してください。その際に発生する費用は全額自己負担となります。

－ 現在通学している学校の出席率に関する注意！！ －

現在通学している学校の出席率が低下すると、京都精華大学に通学するための在留資格（留学ビザ）の期間更新が許可されない場合があります。これによって留学ビザが取消しになった場合は、京都精華大学に入学したあとでも入学許可を取消すこととなりますのでご注意ください。

2. 転出届・転入届の手続き

入学時に引っ越し（転居）する方は、区役所等で次の手続きが必要です。

□転居する前：転出届

京都市外から京都市内へ転居する場合は、かならず転居時に区役所等で転出届（住民登録を消すこと）をして転出証明書の交付を受けてください。同時に、国民健康保険を脱退して保険料の精算をしてください。

※京都市内→京都市内への転居については、転出届は不要です。

□転居した後：転入届

京都市外から京都市内へ転居した場合は、かならず 14 日以内に区役所で転入届の手続き（住民登録）をしてください。届出をしないと在留カードが新しい住所に変更されず、罰金や在留資格取消しなど、罰則の対象となることがあります。

※ 京都市内→京都市内への転居については、かならず 14 日以内に区役所で住所変更の手続きを行ってください。

3. 国民健康保険への加入手続き

日本に居住する方は、外国人であっても国民健康保険に加入する義務があります。原則として医療費総額の 70%は保険でカバーされ、30%を自費で支払います。国民健康保険に加入していないと、病気や怪我をして病院で治療を受ける際に高額の治療費を支払うことになり、経済的な負担が大きくなります。

居住地の区役所で転入届（住民登録）をする際に、同時に国民健康保険の加入手続きを行ってください。加入すると「保険証」がもらえます。

4. 賃貸住宅契約について

入学後の通学のための住宅をさがすときは、留学生スタディ京都ネットワークが提供する下記のウェブサイトを参考にしてください。日本語・英語・中国語・韓国語に対応しています。

<Kyoto Housing Search for International Students>

<http://www.housingsearch.kyoto/>

また、京都精華大学はフラットエージェンシー（賃貸住宅仲介会社）と提携していますので、希望する方は直接連絡して住宅紹介を申し込んでください。

<フラットエージェンシー>

<http://flat-a.co.jp>

北大路駅前店 電話 075-493-0669 0120-44-0669

※賃貸住宅契約に関する注意事項

京都精華大学は、賃貸住宅契約の保証人や緊急連絡先になることができません。賃貸住宅契約の際の保証人については住宅紹介を受けるときに、賃貸住宅仲介会社へ相談してください。

ここでは参考までに、家賃保証事業を行っている「GTN」という会社を紹介します。

<GTN：トップページ>

<https://www.gtn.co.jp/>

<GTN：家賃保証事業>

<https://www.gtn.co.jp/business/rent-warranty/>

5. 日本でアルバイトするための手続き（資格外活動許可申請）

在留資格「留学」では、就労により収入を得ることは認められていません。しかし、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けることで、定められた規則の範囲でアルバイトをすることができます。許可を受けずにアルバイトをすると不法就労という法律違反となり留学生生活を続けることができなくなりますのでご注意ください。アルバイトが決まっていなくても許可を受けることができますので、今後アルバイトをしたいと考えている人はあらかじめ申請しておくことをおすすめします。

大阪出入国在留管理局京都出張所へ申請することで許可を受けることができます。

<資格外活動許可申請書>

次のウェブページの「申請書様式」欄からダウンロードできます。

<https://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

<大阪出入国在留管理局京都出張所>

〒606-8395

京都府京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町 34-12 京都第二地方合同庁舎

電話 075-752-5997

6. 銀行口座開設の手続き

日本の銀行口座開設には、学生証、在留カード（区役所で住所登録が完了しているもの）、パスポートなどが必要です。銀行によって口座開設の条件やサービスの内容、手続き方法が

違いますので、詳細については各銀行へ問い合わせてください。

京都精華大学が指定する銀行はありませんが、ここでは参考までに日本学生支援機構（JASSO）が国費留学生等へ指定している「ゆうちょ銀行」を紹介します。

<ゆうちょ銀行：口座を開設される外国人のお客さまへ>

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html

7. 携帯電話の契約手続き

au、NTTdocomo、SoftBank などの日本の携帯電話会社と契約する場合、未成年（20歳未満）は日本の保証人が必要です。下記のサービスは日本に保証人がいなくても利用できるのので参考にしてください。

なお、京都精華大学は、携帯電話契約の保証人になることができませんので、ご注意ください。

<外国人専門の携帯電話会社「GTN モバイル」>

<https://gtn-mobile.com/>

8. 在留カード（両面コピー）の提出について

留学生の方は大学に「在留カード（両面コピー）」を提出しなければいけません。

京都精華大学に通学するための最新の住所が記載されている「在留カード（両面コピー）」の空白に次の2点を記入して、入学式（2022年4月1日）に持参してください。

在留カードの更新手続きについては、3月中旬から下旬にお知らせします。

<記入事項>

- ① カタカナ氏名
- ② 日本で使用する携帯電話の番号

※入学式までに日本で使用する携帯電話の契約ができていない場合は記入不要ですが、契約後速やかに学生支援チーム（本館1階）の窓口に出してください。

9. 「留学」以外の在留資格を有している方へ

A：在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」などの方

「留学」への資格変更の義務はありません。ただし、「留学」の在留資格を有していることが条件となっている私費外国人留学生対象の学内・学外の各種奨学金制度等の受給や申請はできません。ご家族等とよく検討したうえで、「留学」への在留資格変更を希望する方は、大阪出入国在留管理局京都出張所で「在留資格変更許可申請」を行ってください。

B：在留資格が上記「A」以外の方

原則、「留学」ビザへの資格変更が必要です。大阪出入国在留管理局京都出張所で「在留資格変更許可申請」を行ってください。在留資格の変更が必要かが不明な場合は、出入国在留管理庁 (<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>) へ問い合わせてください。

＜出入国在留管理庁：「在留資格変更許可申請」＞

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

＜出入国在留管理庁：「在留資格変更許可申請書」＞

※10【留学】を使用してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>

■ 「留学」ビザへの資格変更の手続きについて

「留学」ビザへの資格変更の手続きには、「在留資格変更許可申請」には京都精華大学が作成する書類が必要です。希望する方は学生支援チーム（留学ビザ担当）へメールで問い合わせてください。手続きに必要な情報を返信します。

＜E-mail アドレス（学生支援チーム 留学ビザ担当）＞

intlstu@kyoto-seika.ac.jp

メールの件名は、必ず次の通りにしてください。

2022 入学在留資格変更（受験番号：カタカナ氏名）

※メールの件名に誤りがあると受けられない場合がありますので、ご注意ください。

以上

京都精華大学 学生支援チーム（留学ビザ担当）

TEL 075-702-5138

E-mail intlstu@kyoto-seika.ac.jp

※メールで問い合わせる場合は、必ず「受験番号」と「カタカナ氏名」を明記してください。